

# 豊田市農業委員会議事録

令和3年6月30日、豊田市農業委員長 横桑 鈞は、令和3年6月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎3階、南31会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第36号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第38号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第39号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第42号 農業委員会の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1 番	鈴木喜一郎	2 番	築山 正樹	3 番	西山弥太郎
4 番	石川 幸子	5 番	為井 裕	6 番	近藤 和人
7 番	杉浦 俊雄	8 番	土方 和子	9 番	梅村 逸次
10 番	水野 省治	11 番	梅村 貢司	12 番	中島 匡代
	—————	14 番	伊藤喜代司	15 番	伊藤 政和
16 番	浅見富士男	17 番	林 如実		—————
19 番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (2名)

13 番	加知 満	18 番	杉田 雅子
------	------	------	-------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
担当長	安藤 康朗	主 査	鈴木 彩	主 査	伊藤 寿信
主 事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をしてください。

事務局： 本日の欠席委員は、13番、加知満委員、18番、杉田雅子委員、以上、お二人でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

3番、西山弥太郎委員、5番、為井裕委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第36号から第42号までの審議案件7件とその他の報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

43番、清水町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

44番、若草町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

45番、和会町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

46番、前林町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

47番、御船町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

48番、西市野々町の件。

担当推進委員の山中委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

49番、押山町の件。

担当推進委員の大島委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

50番、武節町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

51番、御所貝津町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第36号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第36号は承認決定されました。

令和3年議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

131番、汐見町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題はありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、132番、畝部東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管の埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

西山委員： 問題はありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、133番、渡刈町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、ガス管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、教育施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、134番、広美町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、135番、和会町の件、流通業務施設です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、県道沿いに設置される流通業務施設に該当します。

続きまして、136番、和会町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、三河上郷駅からおおむね1キロ以内かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

為井委員： この134番、135番、136番、問題ないです。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、137番、住吉町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、138番、本町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。なお、以降同基準については、10ヘクタール未満の一団の農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的等を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、139番、堤本町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、140番、四郷町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、猿投支所からおおむね1キロ以内かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、141番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読

ませてください。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請ナンバー140、141、特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、142番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、143番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、144番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、145番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、146番、中金町の件、残土処分場（一時転用）です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 全件問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、147番、深見町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断

基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（貢）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、148番、岩倉町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、149番、東大島町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、150番、神殿町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、151番、大沼町の件、残土処分場（一時転用）です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準はその他第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

浅見委員： 150番、151番、どちらも問題ございません。



事務局： ありがとうございます。

続きまして、152番、保見町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

横条委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第37号で上程されました22件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第37号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第38号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第38号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

6番、上郷町の件、主たる従事者の死亡のためです。

担当推進委員の山田委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただ

いております。

以上、読み上げました案件につきましては、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第38号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第38号は承認決定されました。

令和3年議案第39号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第39号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律の施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

11ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更による農振農用地からの除外についてです。

34番、河合町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、35番、住吉町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、39番、大島町の件、分家住宅です。

続きまして、40番、上丘町の件、駐車場です。

御意見、お願いいたします。

杉浦委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、41番駒場町の件、分家住宅です。

御意見、お願いいたします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、42番、荒井町の件、駐車場です。

続きまして、43番、越戸町の件、駐車場です。

御意見、お願いいたします。

梅村（逸）委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、44番、石野町の件、自己用住宅です。

続きまして、45番、石野町の件、自己用住宅です。

続きまして、46番、石野町の件、自己用住宅です。

御意見、申し上げます。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、47番、西中山町の件、農家住宅です。

続きまして、48番、西中山町の件、駐車場です。

続きまして、49番、藤岡飯野町の件、分家住宅です。

御意見、申し上げます。

梅村（貢）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、50番、御作町の件、自己用住宅です。

御意見、お願いします。

中島委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、51番、久木町の件、自己用住宅です。

御意見、お願いします。

伊藤（政）委員： 問題なしです。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、52番、保見町の件、分家住宅です。

御意見、お願いします。

横条委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

用途区分変更についてです。

1番、畝部東町の件、農業用倉庫です。

御意見、お願いします。

西山委員： 問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第39号で上程されました17件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第 39 号は承認決定されました。  
令和 3 年議案第 40 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 3 年議案第 40 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
6 番、駒場町の件。  
担当推進委員の小山委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただ  
いております。  
以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。  
ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第 40 号で上程されました 1 件について、賛成の委員は挙手をお願いし  
ます。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第 40 号は承認決定されました。  
令和 3 年議案第 41 号「農用地利用集積計画の決定について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 3 年議案第 41 号「農用地利用集積計画の決定について」。  
17 ページを御覧ください。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計  
画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回、御審議いただくのは、利用権のうち令和3年7月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第41号資料①は、利用権の総括表になります。議案第41号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すもので、今回から様式を変更しております。

ここでは、別紙議案第41号資料①の総括表で説明をさせていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和3年7月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、27筆、3万3,442平米の利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第41号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第41号は承認決定されました。

令和3年議案第42号「農業委員会の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第42号「農業委員会の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画について」。

議案18ページ、別紙配付資料3ページ及び4ページを御覧ください。

農業委員会は、適正な事務実施のため、農林水産省経営局長通知に基づき、毎年度、活動の点検評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うこととなっております。

具体的な策定項目としましては、農家、農地等の概要などの農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置に関する評価、違反転用への適正な対応、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、地域農業者等からの主要望、意見及び対処内容、事務の実施状況の公表等となります。

このことにつきましては、5月地区農業委員会において、各農業委員及び各推進委員へお示しし、御確認いただき御意見を伺いました。その結果、修正を伴う御意見はありませんでした。

なお、本件につきましては、本日、御審議いただき、承認をいただいた後、ホームページにて公表いたします。よろしくお願いたします。

以上です。

会長：事務局の説明が終わりました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第42号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長：ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第42号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案 19 ページ及び別紙配付資料 5 ページ及び 6 ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案 20 ページを御覧ください。

報告、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について。

1 番、畝部東町の案件について。

近々、納税猶予期間が 20 年を超過する農地として税務署から照会があり、事務局において現地を確認し、その利用状況を既に回答したことを報告いたします。

続いて、議案 21 ページを御覧ください。

報告、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について。

66 番、清水町の案件から、23 ページを御覧ください、74 番、中田町の案件までの 9 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 24 ページを御覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書受理について。

21 番、三軒町の駐車場の案件から、27 ページを御覧ください、35 番、広川町の共同住宅までの 15 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 28 ページを御覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

79 番、八草町の倉庫の案件から、32 ページを御覧ください、98 番、越戸町、分譲宅地までの 20 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 25 分)



議事録署名者

印

印